



2016年9月20日

小山ふれあいサロンふれあいたーク
(小山集会所)

高齢者虐待の防止と対応



桑名市保健福祉部地域介護課
中央地域包括支援センター(障害福祉課併任)
社会福祉士 西村 健二

桑名市 ゆめはまちゃん (ゆるキャラグランプリ2015 **三重県内第1位**)

社会福祉士とは

- ・ **社会福祉士**ってなに？
- ・ 社会福祉士及び介護福祉士法に定められた**国家資格**です。
- ・ 社会福祉士の専門性とは・・・
介護福祉士は「介護」の専門職
社会福祉士は「**相談**」の専門職



「相談」援助技術という専門性

悩みの原因を明らかにする段階

①

相談を受ける

②

じっくり話を聴く

③

悩みの原因となっている問題を整理

明らかになった問題を解決に導く段階

④

課題解決のための目標を決める

⑤

目標達成のための具体策を検討する

⑥

具体策の実施・制度や専門職へのつなぎ

⑦

解決



全国の社会福祉士

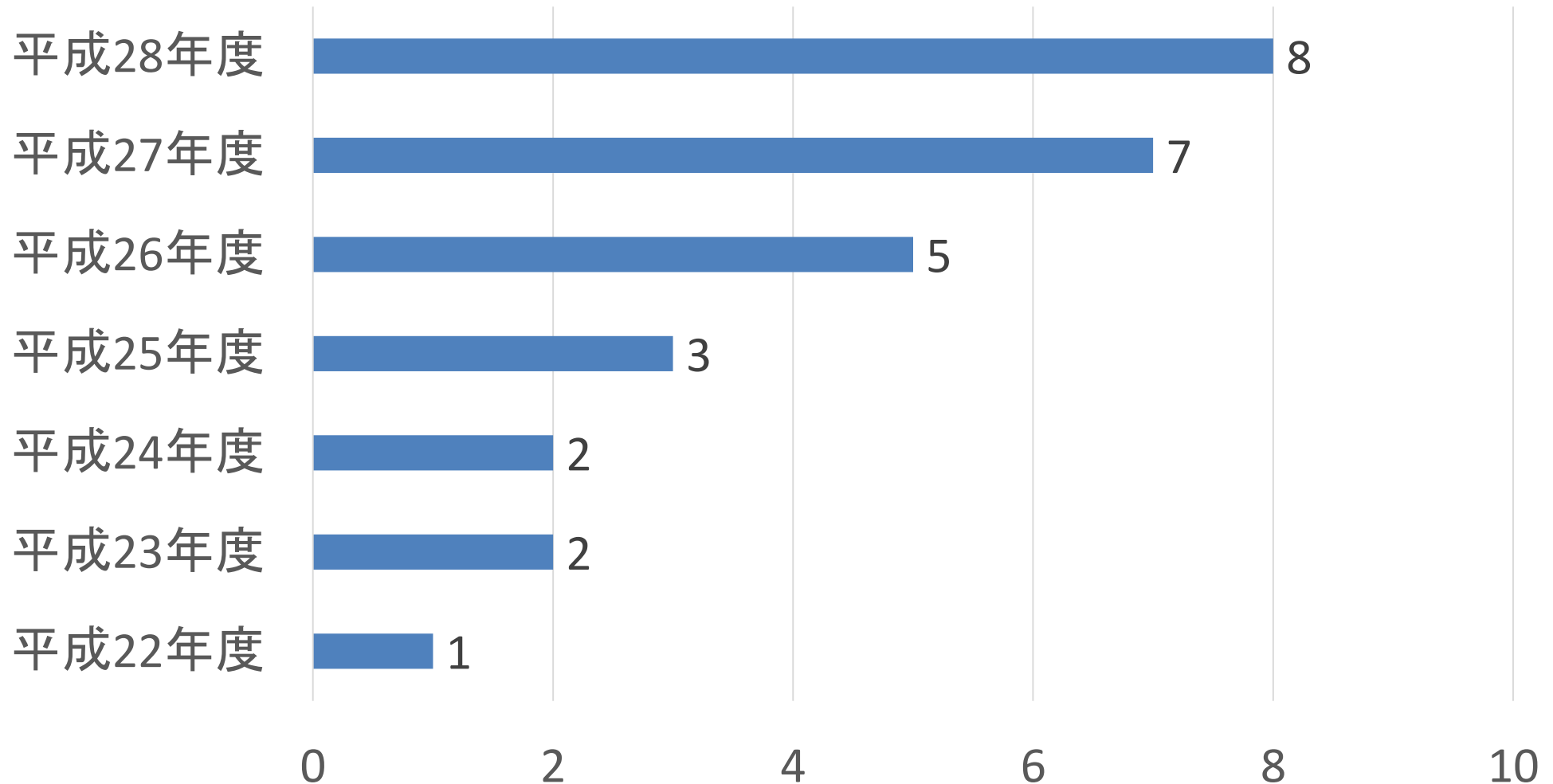
資格名	登録者数 (全国)	登録者数 (三重県)
社会福祉士	201,260人	3,133人
介護福祉士	1,493,189人	21,566人
精神保健福祉士	73,644人	921人

(平成28年7月31日現在)

桑名市役所の社会福祉士

(単位:人)

社会福祉士数



自己紹介

- ・銀行員から福祉業界へ、訪問介護員2級から社会福祉士へ、その後、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員を取得
- ・平成24年、ポプラ社『シルバー川柳』(60万部突破)入集
「介護して ふたたび芽生える 夫婦愛」
- ・平成26年、地方自治研究全国集会で地方自治研究賞受賞
- ・平成28年、日総研出版『生活困窮者の支援方法と連携の仕方』発行

- ・趣味は「郷土史研究」
- ・平成25年、郷土史の研究・発信で三重県文化賞受賞(県知事表彰)
- ・平成27年、阿下喜駅に看板設置
「日本最西端のナローゲージ駅」



八甲田山

- ・1902年(明治35年)1月、
青森市の陸軍第8師団歩兵第5連隊210人が
八甲田山の冬季通行訓練を実施
- ・199人が死亡し、近代登山史上最悪の事件となった
- ・平成28年9月、八甲田山雪中行軍遭難資料館訪問
- ・当時の第8師団長は立見尚文中将



← 第八師団長官舎
現スターバックスコーヒー
弘前公園前店
(青森県弘前市)

仮死状態で発見された
後藤房之助伍長の銅像→
(青森県青森市)



地域包括支援センター一覧

センター名	担当地区	所在地	電話番号
東部地域 包括支援センター	精義・立教・修徳・大成・ 城東(地蔵・東野を除く)	内堀17番地	24-8080
西部地域 包括支援センター	桑部・在良・七和・久米	西金井170番地	25-8660
南部地域 包括支援センター	日進・益世・城南・ 城東(地蔵・東野のみ)	江場776番地5	25-1011
北部西地域 包括支援センター	筒尾・松ノ木・大山田・星見ヶ丘・ 野田・藤が丘・陽だまりの丘・多度	多度町多度1丁目1番地1	49-2031
北部東地域 包括支援センター	大和・新西方・深谷・長島	長島町松ヶ島66番地	42-2119
中央地域 包括支援センター	全域	中央町2丁目37番地	24-5104

地域包括支援センターの職員配置

(単位:人)

名称	担当地区	委託先	社会福祉士	保健師 看護師	主任介護 支援専門員	その他 (事務員・ 相談員等)	兼務 専門職	合計
中央	全域	直営	1	3	1	7	8	20
東部	精義・立教・ 城東・修徳・大成	医療 法人	2	1	1	2	—	6
西部	桑部・在良・七和・ 久米・星見ヶ丘	社会福 祉法人	2	1	1	—	—	4
南部	日進・益世・城南	医療 法人	2	2	1	2	—	7
北部東	大和・深谷・ 長島	社協	2	2	2	2	—	8
北部西	大山田・藤が丘・ 多度	社協	2	1	2	2	—	7
合 計			11	10	8	15	8	52

(平成28年9月16日現在)⁹

高齢者虐待防止法について

- 平成18年4月1日、第三の虐待防止法となる「**高齢者虐待防止法**」施行（議員立法）
- 正式名称は「**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**」
- 対象となる高齢者は「**65歳以上の者**」（第2条第1項）と定義
- ただし、**65歳未満の者への対応も必要**

65歳未満の者への対応について

- ・「**高齢者以外の者**であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」(高齢者虐待防止法**附則2**)として、2号被保険者等の65歳未満の者への対応も必要性を認めている
- ・**六十五歳未満の者**であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する(**高齢者虐待防止法**第2条第6項)
- ・**介護保険法**では「**被保険者**に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施を求めている(第115条の44第1項第4号)
- ・**老人福祉法**での措置について、「**65歳未満の者**に対する措置」についての通知あり(平成18年3月31日付老健局長通知「老人ホームへの入所措置等の指針について」老人ホームへの入所措置等の指針第8)

4つの虐待防止法

- ①平成12年11月、「児童虐待防止法」施行
- ②平成13年10月、「DV防止法」施行
- ③平成18年4月、「高齢者虐待防止法」施行
- ④平成24年10月、「障害者虐待防止法」施行

児童は原則18歳未満が対象

障害者虐待防止法・DV防止法の活用

・障害者は「障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」(障害者虐待防止法第2条第1項、障害者基本法第2条第1項)とされており、**手帳の有無や年齢は関係がなく、高齢者も対象に含まれる**

・DV防止法は「配偶者」「配偶者であった者」「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」(第1条第1項・第3項)からの暴力の防止と被害者の保護を目的としており、**年齢は関係がなく、高齢者も対象に含まれる**

虐待を行った者による2つの分類

- ・**①養護者**「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」(第2条第2項)

養護者は同居である必要はなく、高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指し、内縁関係の者、同居人、別居の親族、世話をしている近所の知人なども含まれる

- ・**②養介護施設従事者等**「老人福祉施設」「有料老人ホーム」「地域密着型介護老人福祉施設」「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」「地域包括支援センター」「老人居宅生活支援事業」「居宅サービス事業」「介護予防サービス事業」「地域密着型サービス事業」「居宅介護支援事業」「介護予防サービス事業」「地域密着型介護予防サービス事業」「介護予防支援事業」の業務に従事する者(第2条第5項)

ケアマネジャーや地域包括支援センター職員による虐待もいわゆる「施設虐待」にあたる。

- ・障害者虐待防止法では「**使用者**」による虐待も記載している

虐待者によって異なる終結条件

- ①養護者

虐待がなくなったことを確認できた場合に終結
⇒虐待がなくなったかどうか分からない場合、
分離して一時的に虐待がなくなっている場合は
虐待対応は継続する

- ②養介護施設従事者等

虐待がなくなったことを確認できた場合
+組織として虐待が再発しないための改善が
なされたこと

5つの虐待種別

①身体的虐待

②介護・世話の放棄・放任

③心理的虐待

④性的虐待

⑤経済的虐待

・「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない」(東京高裁判決平成25年6月10日)⇒物を投げたり、振り回したりすれば、高齢者に接触せずとも身体的虐待となる

・障害者虐待には同じ5類型があるものの、児童虐待には経済的虐待がない

・第六の虐待、セルフネグレクト(自己虐待)

高齢者虐待の統計調査

<養護者虐待>

・通報件数 25,791件 認定件数 15,739件 認定率 61.0%

・通報者

①介護支援専門員 30.0% ②警察 15.2% ③家族・親族 10.4%

・虐待種別

①身体的虐待 66.9% ②心理的虐待 42.1% ③介護等放棄 22.1%

④経済的虐待 20.9% ⑤性的虐待 0.5%

・虐待者

①息子 40.3% ②夫 19.6% ③娘 17.1% ④息子の配偶者 5.2%

<養介護施設従事者等虐待>

・通報件数 1,120件 認定件数 300件

・通報者 ①当該施設職員 24.0% ②家族・親族 18.9%

・虐待種別

①身体的虐待 63.8% ②心理的虐待 43.1% ③経済的虐待 16.9%

④介護等放棄 8.5% ⑤性的虐待 2.6%

高齢者虐待対応の流れ

- ① 市町村・地域包括支援センターへの相談・通報・届出
- ② 事実確認を行うための協議（情報共有と事実確認方法の検討）
- ③ 事実確認（情報収集・訪問調査・立入調査）
- ④ コアメンバー会議（虐待認定・緊急性の判断）
- ⑤ 虐待対応ケース会議（課題整理・対応協議）
- ⑥ 虐待対応（介入・支援）
- ⑦ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑧ 虐待対応（介入・支援）
- ⑨ 虐待対応ケース会議（対応評価・課題整理・対応協議）
- ⑩ すべての課題解消まで⑦～⑨の繰り返し
- ⑪ 終結（すべての課題解消後の虐待対応ケース会議で判断）

成年後見市長申立て件数

・成年後見制度

認知症・精神障害・知的障害によって
判断能力が低下した方に対し、
家庭裁判所で選任された成年後見人等が
法的に支援(身上監護・財産管理)する制度

成年後見市長申立て件数

- ・桑名市では、高齢者・障害者の権利擁護のため、積極的に市長申立てを実施している
- ・桑名市長による申立件数(参考:県内人口比7.8%)

年	桑名市長申立件数	県内市町長申立件数	桑名市長の占める割合
平成23年	5 件	48 件	10.4 %
平成24年	5 件	46 件	10.9 %
平成25年	5 件	60 件	5.0 %
平成26年	10 件	60 件	16.7 %
平成27年	9 件	60 件	15.0 %
平成28年	9 件	—	—

※平成28年8月5日現在の件数

市長申立ての職種別受任件数

- ・市長申立て事件の受任者は、①弁護士、②司法書士、③行政書士、④社会福祉士、⑤社会福祉協議会のいずれか。
- ・平成26年度に桑名市社会福祉協議会、平成27年度にコスモス成年後見サポートセンター三重県支部所属行政書士を追加。
- ・平成29年度に市民後見人誕生を目指し、現在養成講座開催中。

年度	市長申立 件数	弁護士	司法書士	行政書士	社会福祉士	社会福祉 協議会
平成23年度	5 件	—	3 件	—	2 件	—
平成24年度	7 件	3 件	3 件	—	1 件	—
平成25年度	6 件	1 件	2 件	—	3 件	—
平成26年度	8 件	2 件	1 件	—	3 件	2 件
平成27年度	13 件	4 件	3 件	1 件	2 件	3 件
平成28年度	4 件	1 件	—	1 件	—	2 件

※平成28年8月5日現在の件数(ほかに申立手続中4件あり)

市長申立てについて

- ・桑名市では市長申立てを積極的に実施
- ・三重県内の人口比7.8%を占める桑名市が、市長申立件数は15.0%を占める
- ・高齢者・障害者虐待でも適切に実施
- ・ただし、本人の権利を奪い取る制度でもあることから、本人・親族申立ての支援も積極的に実施している。



虐待疑いの早期通報への期待

- ・虐待の早期通報が重要なことは周知できている
- ・しかし、通報基準が明確でないため、通報が遅れて支援が後手に回ることが多い
- ・通報が遅れ、時間の余裕が少ないと、支援の選択肢も少なくなる
- ・困難事例の対応成功のカギは「時間づくり」
 - ⇒住民、医療・介護関係者への周知啓発が必要
 - ①虐待サインの早期発見
 - ②虐待疑いの早期通報

虐待疑いの通報基準

- ・虐待が確実に発生している(通報)
- ・虐待が疑わしい状況にある(通報＝相談)
- ・不適切な介護状態にある(通報＝相談)
- ・虐待がないことが明らか(通報しなくて良い)

虐待がないことが明らかでない以上、
グレーゾーンはすべて通報(相談)する

通報を受けた場合の対応

- ・虐待が確実に発生している⇒虐待対応
- ・虐待があるかどうか分からない⇒虐待対応
- ・虐待がないことが明らか⇒虐待として対応せず

虐待がないことが明らかでない以上、
グレーゾーンはすべて虐待対応！

- ・48時間以内の目視による安否確認を行う

通報のお願い

- ・虐待かな？と思ったらすぐに連絡を！

- ・連絡先

中央地域包括支援センター 24－5104

桑名市役所夜間・休日受付 24－1279

北部西地域包括支援センター 49－2031(24時間)

緊急時は110番 桑名警察署 24－0110

ご清聴ありがとうございました



本物力こそ桑名力

